

第三十回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第四号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

委員 龜山 孝一君 理事 關根 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 吉田 重延君

理事 中井 徳次郎君 理事 門司 亮君

天野 光晴君 飯塚 定輔君

加藤 精三君 金子 岩三君

津島 文治君 中島 茂喜君

小澤 貞孝君 大田 一六君

加賀田 進君 佐野 憲治君

阪上 安太郎君 下平 正一君

北條 秀一君 矢尾 喜三郎君

安井 吉典君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警視總監 江口 俊男君

(警察庁警備局長) 黒金 泰美君

自治政務次官 奥野 誠亮君

自治府事務官 長

自治府財政局長

委員外の出席者

総理府事務官 山本 壯一郎君

(自治府行政局長) 振興課長

総理府事務官 皆川 迪夫君

(自治府選挙局長) 選挙課長

専 門 員 円地 与四松君

同日

委員小澤貞孝君辞任につき、その補欠として加賀田進君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十九日

中小企業事業税撤廃に関する請願外十二件(池田頼治君紹介)(第二二二号) 公衆浴場業の固定資産税軽減に関する請願外五件(井手以誠君紹介)(第一三三号)

同(飯治良作君紹介)(第一四四号)

同(田邊國男君紹介)(第一五五号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第一六六号)

風俗営業取締法の一部改正に関する請願(小松幹君紹介)(第一七七号)

特別区の組織及び運営に関する請願(飯塚定輔君紹介)(第一七八号)

同(生田安一君紹介)(第一七九号)

同(江崎真澄君紹介)(第一八〇号)

同(飯治良作君紹介)(第一八一号)

同(額田中君紹介)(第一八二号)

同(河本敏夫君紹介)(第一八三号)

同(野原正勝君紹介)(第一八四号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一八五号)

同(福井盛太郎君紹介)(第一八六号)

同(船田中君紹介)(第一八七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

十二月二十三日

委員加賀田進君辞任につき、その補欠として小澤貞孝君が議長の指名で委員に選任された。

警察に関する件

地方自治に関する件

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題として審査を進めます。

本案に対しましては他に御質疑もないようでありますので、これにて質疑を終局することといたします。

この際、本案に対し亀山孝一君外二十九名の本委員会全員から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。亀山孝一君。

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案に対する修正案

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

第二条第一項中「前条」を「前二条」に改め、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に

次の一条を加える。

(農地等の小災害に係る地方債の元利補給)

第二条 風水害により農地その他の農林水産業施設等に係る被害の著しい地域を包括する市町村のうち政令で指定するものが施行する農地その他の農林水産業施設に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものに経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分の五十、その他の農林水産業施設に係るものにあつては当該経費の百分の六十五に相当する額の範囲内で発行が許可された地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

本則に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

本案修正の結果必要とする経費は、明年度以降において総額約四億五千万円の見込である。

○亀山委員 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の政府原案の一部を修正することを提案し、皆様の御賛成を願いたいので

あります。

修正の理由及びその内容について御説明を申し上げます。

今次災害は、その被害額が例年になく大きいとともに、農地その他の農林水産業施設の災害もまた特に大きく、従って国庫補助の対象とならない個人または団体の所有管理する農地その他の農林水産業施設にかかる小災害の復旧工事に対しまして、その所有管理者たる私人または団体にまかせきりにするのでなく、国においても何らかの財政援助を行なつて、積極的にその復旧をはかる必要があると考えるのであります。ただいま審議中の政府原案においては、その点についての何らの考慮が払われていないのであります。

かつて昭和二十八年の災害に際して、同様の見地から農地その他の農林水産業施設にかかる災害復旧事業に対する国庫補助の限度額を一件当り工事費十万円を三万円に引き下げる措置を講じて、その積極的な復旧の促進がはかられたのであります。しかしながら、この措置はきわめて簡明瞭な措置ではあります。が、個所別査定、国庫補助金の交付の申請、工事計画の作成、事業の竣工認可、補助金の精算事務等、幾多複雑なる手続を必要とし、工事の迅速な施行が確保できない等のうちみがあったのであります。

従つて今回は、市町村がこれらの私人または団体の所有管理する農地その他の農林水産業施設にかかる一件当り三万円以上十万円未満の小災害の復旧工

事を取り上げて行つた場合に認められた地方債について、その元利償還金に對して国が元利補給金を交付することに、同様の効果をおさめるよう措置することとが適当と考へる理由であります。これがこの修正案を提案する理由でございます。

次にその内容について申し上げます。

第一に、右の元利補給は、農地にかかるものにあつては当該事業費の百分の五十、その他の農林水産業施設にかかるものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内の地方債の元利償還金に對して行ふこととしたのであります。この割合は国庫補助率を考慮してきめたのであります。

第二に、右の元利補給金の交付を受けることのできる地方公共団体は、本年七月、八月及び九月の災害により農地その他の農林水産業施設等にかかる被害の著しい地域を包括する市町村について政令で指定することとしたのであります。

第三に、右の元利補給の対象となる地方債は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けることとしたのであります。

修正の理由及び内容は以上の通りでございます。何とぞよろしく御審議の上御賛成をお願いするものであります。(拍手)

○鈴木委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。本修正案は予算を伴うものでありますから、国会法第五十七条の三の規定に基づき、この際内閣の意見を聴取する

ことといたします。自治政務次官黒金泰美君。

○黒金政府委員 ただいま御提出になつております修正案につきまして、御趣旨まことにその通りだと存じます。従ひまして私も、この法律を提出いたします前にも、御趣旨のよき法律案にいたしてあげたいと思つたのであります。政府内閣の意見が統一せず、ただいまお手元にありますような形で提出をせざるを得なかつた。同時に皆様の御審議の過程を通じて、この必要なることを痛感いたしました。その後も政府内閣の意見をぜひ統一したいと思つたのであります。また、まことに遺憾なことではございますが、いまだに意思の統一を見ていないのはまことに申しわけない次第であります。ただ今となりまして、全

員一致の修正の御提出があり、御可決になるにおきましては、國權の最高機關の御決定でありますので、政府内閣の意見をまとめて善処するようにいたしたいと思つたのであります。御了承を賜りたいと思つたのであります。

○鈴木委員長 次に討論に入る順序であります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。まず龜山孝一君外二十九名提出にかかる修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもって可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

す。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては全会一致をもって原案の通り決しました。よつて内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案は修正議決されました。

ただいま修正議決されました本案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思つたのであります。御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

暫時休憩いたします。

午前十一時休憩

午前十一時五十分開議

○鈴木委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

警察に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。門司亮君。

○門司委員 私が警察当局に対してお聞きをしたいと思つたことは、最近の勤務評定にからんだ問題で、高知、群馬等に父兄との間に争いが相当起つております。

この争いについての警察の態度のことですが、別に私皮肉を言うわけではなく、労働組合の情勢、動き等については、かなり警察は敏感で、よくさつと備えを立てて、取締りに万端漏れのない処置が講じられておるが、一方、高知の今度の事件のようなことは、相当前から私はわかつておつたと思つたので

す。にもかかわらず、警察の手配はきつめて緩慢であつたというそしりを私は免かれたいと思つた。こういうものに對する警察の取締りの方針は一体どうなつておるのか、その点を一つこの際明らかにしていただきたいと思つたのであります。

○柏村政府委員 先般日教組の小林委員長が高知に行かれたときに、相当大規模な暴行事件が起きたことにつきまして、私も非常に遺憾に思つておる次第でございます。ただ、あの事件は、当日小林委員長が高知市に見えまして、警察当局にもあつた見えられたわけでありまして、たまたま本部長、警備部長不在で、秘書室長が會つておるものであります。その際に、私も受けております報告では、今明日中に森地区の方に行くかもしれないという程度のお話を伺つておるわけでありまして、ところが、その日の午後、自動車で森地区の方に行かれ、仁徳高校において、あつた父兄、教組側との會合を持られた際にあつた事件が起つたわけでありまして、あの事件自体につきましては、警察として事前に情勢を察知し、これに對しての警備措置をとつたことは、今まで私ども聞いております状況からいいますと、非常に困難な事態ではなかつたかというふうな思ふのであります。

○鈴木委員長 あつた管轄の佐川署から、事件の現場までは三十二キロほどある。しかも山道でありまして、部隊を配置するには相當に時間を要する。それから、前に見えることがわかり、またそれについての郡民の動静等も察知するというような状況ではなかつたのであります。事件そのものは非常に遺憾であります。あのこ

の是非に遺憾であります。あのこ

とについて特に警察が手を抜いたというようなことはなかつたように私は思ふのであります。

大体警察の態度といたしましては、勸評そのものについて賛成とか反対とかいふことに対して警察独自の態度というものがあつたわけではないのであります。この間における不法事犯というものと、厳正に取り締めていくという態度に変わりはないわけでありまして、ただいま門司委員のお話のように、教組側にはきつと、勸評賛成者側にはゆるくするといふような考えは毛頭持っておりません。今度の事件についても、その後鋭意捜査を進めておるわけでございます。またその前に起りました同地区におけるたびたびの事案につきましても、警察としては、十分に捜査を進め、立件し得るものについてはすでに送致をしておるというやうな状況でございます。その点は全く厳正公平にやつておるつもりでございますので、御了承をいただきたいと思つたのであります。

○門司委員 今の御答弁ですが、私の諸君が現地で十分調査しておるの、この調査資料に基いてお尋ねすることが間違ひのないことだと思つた。従つて、きょうは現地の詳しい報告書もまだ私の手元に届いておりませんが、ごく概括的のものだけしか聞かなくても、たとえば高知の問題が起るまでの時間的余裕といふものはかなりあつたと思つた。それから警察は、電話の連絡その他が一応とれるよ

の是非に遺憾であります。あのこ

うになつてゐるはずだと思ひますし、同時に車で行つても、そうたくさん時間のかかる距離ではない。三十二キロくらいなら、さう遠いところではない。従つてどう考へてみても、時間的にも少し警察の配慮が、この必要でなかつたかといふことが言えるのではないかと私は思ひます。しかも問題は、一定の土地に行つて、そこで話が十分にできない、さうして引き揚げてきて、他の地区で話をしておる。その場合にもやはり会場が変えられておる。一応下でやつておつたのをさらに二階の方に移す。同時にまたその間においても傍聴させるとか傍聴させないといふようなことで、時間的には相当長い間議論がかわされておる。しかもそれがごく少数の人ではなかつて、相当数の人たちがそこにおつたといふことが書かれておる。さういふことが事実だといふならば、ある程度警察の方でそれを察知して、やはり事態の起らぬやうに善処することが私は警備警察としては当然の処置ではなかつたかといふことでありまして、その処置がとられなかつたといふことについては、今の長官の答弁だけではどうしても納得がいかない。労働組合が持つておる一つの団体行動権としての動き等に対しては、やはりさつき申し上げましたように、敏感に、事が起るであらうといふことで、まさき警察の予行演習みたいな形でどこでもやらしておる。ところがさういふ場合には、距離が遠いとかなんとかいつてみたところで、時間的にはかなり長い時間がここにかけられておると思ふのです。小林委員長が行つてからこの事件が起るまでの間といふものはかなり時間が

かつておる。そしてその間、会場も一回、二回、三回と變つておる。その變つた理由といふものは、いずれも父兄との間の小ぜり合いが一つの原因になつておることはわかつておる。従つて不測の事態が起るであらうといふことくらいは——私は警察が、今日のこの動評の問題に対する鋭い対立を見ております場合には、当然措置がとられなければならなかつたと思ふのであつて、今の警察側の答弁にはどうしても納得しがたい。従つて御報告がでるなら願ひたいと思ひますが、警察は、さういふ事態の情報といふものの報告が現地からなされておつたのか、かつたのか。私は現地の警察官が必ず報告しておると考へておるのだが、さういふ報告がなかつたかどうか、この点について、一つ時間的問題と関連して、さういふ処置をとり得なかつた警察内部の連絡の状態といふものをこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 私、先ほど申し上げましたように、当日午後直ちに小林委員長が現地に行き、森地区には立ち入らないで仁淀高校の方に入られたように私は記憶しておるわけでありまして。会場内、初め階下でやつておつたが、あとで階上に上つたといふことでありますが、これは中の問題で、当日も、もちろん駐在の巡査を学校の外に置きまして、様子を見るということにしておつたわけでございますけれども、小林委員長が行つたことによつて事態が非常に緊迫するといふようなことは、警察としても、事前の状況から直ちにさういふふうに判断する資料

はなかつたわけでありまして、またおそれる教組側におかれても、小林委員長が来てああいうふうな非常な事態が起るということが予測されておれば、さういふことをなさなかつたであらう。もちろん警察としては専門的に検討すべき問題でありますから、情勢をよく判断するといふことは必要でありまふけれども、あの当時は、一時非常に先鋭であつたその地区においても、やや平静を取り戻しつゝあつた状況でありまして、小林委員長が行つたといふことによつて必然的に起る事態といふふうには考へなかつたわけでありまして。一応駐在の巡査に状況を見させておつた。ところが、九時半ごろになつて会合が終つたといふことで、そのときに教組の人たちのほかに、教組側に立つ父兄のうち、婦人の人もまぎつておつて、これが会議が済んだので帰るということ、むしろ父兄側からその巡査は頼まれて、これを森地区に送り歸しておるやうな状況でありまして、中に入つて、いろいろ議論のやりとりなどまで巡査が立ち会つて見ておるといふことであります。あるいは、ほんとに緊迫した状況を早く知ることができたかもしれませんが、警察官としては、さういふところまで入つて、会議の内容であるとか、あるいは父兄側とのやりとりの問題であるとか、といふところまでこまかに聞くといふことは、一般にもさういふことをしておるわけじゃございませぬし、特にいなかの駐在巡査が、全体の状況を見るべく学校の校庭などにおつたといふことで、その中の様子は十分に確認し得なかつたといふことも、私は無理からぬことではないかといふふうに思ふので

ありまして、さういふことで、駐在に歸る途中、帰る過程においてカン詰状態になりさうだといふことが、駐在の留守居をしてゐる細君のところに連絡があつて、さうして駐在に行つてそれを細君から聞いて、また仁淀高校の方へ引き返した。ところが、別に森小学校において、また教員が父兄になぐられるといふやうな状況があるといふことを、細君がまた電話を別を受けましたので、細君が巡査をまた呼び戻した。ところが、そこは自分の管轄区域でもありますし、ことに危険がすでに切迫しているといふことでありますので、飯尾巡査といふその駐在巡査が、むしろこっちの方が大へんだと思つて、森小学校の方に出かけて行つたといふやうなことでありまして、あのときに——もちろん非常に情勢といふものを透徹して考へる能力があつたかどうかといふ問題はあるかもしれませんが、あのときにこの駐在の巡査の態度は、全く悪意といふものではなくて、自分の職務に対して善意を持つて忠実にこなつておつたように、私は今のまでの報告からは受けておるわけでありまして。で、佐川警察署の方では、さういふことで事態が非常に緊迫してゐるといふ報告は、その当時受けておらないわけでありまして、十時三十五分ごろ、カン詰状態になつておるといふことで、部隊を——まず先発隊を警部補が率ゐまして、十一時に佐川署を出発し、十二時二十分ごろ現地に到達しておりました。

○委員長退席、亀山委員長代理着席
特に山道で三十二キロもありまして、一時間二十分程度を要したといふこと、これも何もぐずぐずしてそれだけの時間がたつたといふことではなからうと思ふのでありまして、さういふ点では、事態が起つたこと自体、私先ほど申し上げましたように非常に遺憾に存じますけれども、警察として、それでは事前にあつてゐる事態を察知してとり得たかといふことについては、私は高知県警察本部に要求するといふことが、果して妥当なのかどうかといふ点は、やや疑問に思つておるのでございまして、まことに事件そのものは遺憾であるが、警察として、しかもそれに間に合はなかつたといふことも、完全な警察の措置といふ点から見ても、結果的に遺憾でありますけれども、やむを得なかつたといふふうには、決してまた悪意があり、故意に、さういふ事態が警察が職務を怠つたことによつて起つたといふふうには考へていないわけでありまして。

○門司委員 今の長官の答弁ですが、私は、なほ同つておかなければならぬと思ひます。これは、この事件の起つた場所は、実はさう大きな村ではないのであります。従つて、何十人、何百人といふ父兄の諸君が統一行動をとるうとするといふことは、さう簡単に私はこれができ得るものではないと思ひます。これは私は考へてみればわかつたことだ。従つて、警察当局にはわかつていなければならぬことだ。とにかく村で三十人、五十人の人間、あるいは新聞の報道では二百人と書いておられますから、二百人が動くといふことになりまふと、村全体がほとんど動かなければならぬ。私は、一つの大きな騒動が起つておると思ふ。そ

ういう事態が警察から本署の方へ連絡がなかったというところに、私は今日の問題がありはしないか。それは不便だからというお話ですが、もう少し事件の起る前に、この問題についてはとるべき手段は十分時間的にはあり得たと思う。なければならぬと思う。これは一つの工場、会社等で多くの組織人がおいて、そうしてわずかの時間の間に人間が集まることででき、そうして統一の行動がとられるというのなら、これは一応突発的にそういう事件が起ったとも言い得るかもしれない。しかもこれは自分の森地区から川を距て隣の村まで行っているのです。学校の区域が違ふのです。これはそこまで来て起った事件であつて、それがどう考へても電話連絡その他で本署に——今のお話では大体十時三十分ごろですかにそういう事態が知れたというのですが、私は、そういうことはどう考へても考えられぬ。今日の警察機構というものから考へても、もう少しとるべき手段があつたと思う。だから最初少し皮肉のように言つたのだが、組合の行動についてはきつめて敏感な警察が、こういう父兄の行動についてはきつめてのんきな態度をとつておつたといわれてもしょうがないじゃないかと私は思う。であるから警察の長官としての考へ方としては、部下をそんなに責めるわけにはいかぬという考へで、ただ事件が起つたこと自体がきつめて遺憾だという考へのような聞きなすけれども、私は、それだけでは済まされないう。警察全体にそういう考へ方があると思う。だからもう少し詳しく警察側の持つておる事件の概要というものを一つ報告が願え

れば、私は非常にけつこうだと思ふ。これは口頭でむすかしければ文書でも私はけつこうだと思ふ。この辺はどうなんですか。あなたの方で調査されたこの事件に対する調査事項の報告書が、もうできておると思いますが、報告書というか、その事件のてんまつみたいなのものができておると思うのでありますが、それをこちらに出していただくべきです。

○江口政府委員 私から事件の概要を申し上げたいと思ひますけれども、その前に、門司委員のたゞいまおっしゃいましたように、被害者側といひますか、教組側には教組側の調へがあるようにございませう。私の方では、果次にわたる現地の連絡がございませう。しどうもこの国会の委員会等を通じて、その間に事実の食い違ひが相当ございませうので、ある委員会からの要望もありましたし、また私たちの立場としても、事の真相を知ることが議論をいたします上においても最も必要だといふことで、実は現地に係官を派遣いたしてございませう。それが本日帰つてくるはずになってございませうから、最終的なものは、あるいは私の話がふに落ちないといふこととございませう。また文書にすることを決していとわらないのでありますが、そういう前提でお聞き取りを願ひたいと思ひます。新聞等で事案の概要は御承知の通りでございませう。時間の点等で非常に食い違ひがございませう。まず私の方の調べを申し上げますと、小林委員長が高知に参られたのは、先ほど長官からも答弁をされましたように、その日の、十二月十五日の朝八時四十分海路高知に來ておられる。そうして県の東元委

員長と一緒に三時近くに、二時四十分ごろだといふことでありますが、警察本部長をたずねておられます。これは御指摘の通りでございませう。これは抗議のために、組合運動に対する弾圧をやめろといふ意味の抗議に行かれたのであります。が、ちょうど本部長も警備部長もいない。それで秘書室長が応対をいたしてございませう。その者の連絡によりまして、きょう森に行くといふ意味がなして、森地区の状況等はどうかといふことを聞かれたり、あるいは今日中に自分たちも森に行くかもしれないといふ意味のことを座談のうちに言つておられることは事実でございませう。これを考へても警察がすぐ小林委員長が森に行くといふふうな確定し、しかも森に行かれるなら相当な波乱があることを予想し、従つてそれに対して事前の警備措置をとるといふことになつておれば、たゞいまおっしゃつたような事柄があるいは未然に防ぎ得たかもしれないと思ひます。しかし、どうも今申し上げたような諸般のことからいって、森に行かれるといふことの確定的な観測及び行かれたら問題が必ず起るだらうといふような観測をしなかつたことは事実でございませう。このしなかつたことが非常に手ばかりであるか、あるいはそうでないかといふことにつきましても、私たちに私たちが結果においては、しなかつたこととは間違つたこととございませうけれども、そうしなかつたことについては、いろいろまあ考へられる原因はあると思ひます。たとえば、これは確認した情報によつてございませうけれども、聞くところによりますと、小林さんは、群馬に行つてみようか、高知に行こうか

といふことを考へられた際に、群馬は最近の事情としては父兄と教師側が相当んでおる。群馬に行かれると事柄がめんどうかも知れぬが、高知なら現在は相当納まつておるといふことをアドヴァイスした人があるやに聞きましたが、そういうふうな、教組側においても、高知に行つたらこういう不幸事が起るといふふうには一応考へなかつたといふ点があるんじゃないかと私は考へます。また警察側としまして、従来の累次の事件がございまして、オ、ルグ等が高知から森に入りますと、父兄がいきり立つようなこともあつて、先月の二十三日までは相当数の部隊を森に派遣をいたしておつたのであります。ところが、その後平穩になつたといふことで部隊を引き揚げています。だから、森地区における平穩であるか平穩でないかといふことの認識も、結果において、それは違つておつたんじゃないかといわれればそれまでであります。が、まあ故意でなかつたといふことの証左としては、やはり半月ばかり前にそこが平穩になつたといふことで引き揚げておることからも御推測願ひえるかと思ひます。

それから小林委員長は、四時ごろ県教組本部から、県の東元委員長と和田情宣部長の二人と一緒にハイヤーで森地区に向つておられます。森地区に着かれたのは午後六時十五分ごろでありまして、小学校付近の郵便局の前で三差路まで車で来られましたが、そこで車を回して仁淀の方に行つておられます。私の方の調べでは、森小学校で会議を持とうといふ御計画があつたようにはどこからもまだ聞いておりませんが、たゞいま門司委員のお話では、再三にわたつて会場を変へたと、こうおつちやつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませうと、ちょっと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられましたが、これも、父母の会側の父兄が押し寄せて、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだために、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうな思つておりますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ひます。が、その点は私の方では確認をいたしておりません。

そうして七時ごろから仁淀高校の階下の柔道場が初め開かれたのであります。が、上仁淀地区民主教育対策本部の主催のもとに、小林委員長を囲んで、高知から行かれた東元委員長、和田情宣部長、それから森小学校の先生あるいは中学校、高等学校の先生もおられたかと思ひます。が、なおそれに教組側といひますか、非盟休側の父兄が多少入つて会議をやつておられます。それから森地区のいわゆる父母の会の連中がそこに参りましたのは、七時半ごろに数名が、初め会場付近をうろつき始めたのが始まりでございまして、それで会場を今言つた柔道場から二階の、現在は家庭科教室といひますが、昔の裁縫教室でございませう。そこに移して続行しておられます。それから八時過ぎになりまして、父母の会側は数十名の者になつて廊下

にどやどやと集まって、そうして自分たちにも傍聴させよというようなことを要求しておりますが、その要求をきかれないので、廊下から相当なヤジを飛ばしておたという報告でございす。その辺が問題になりまして、そういう事情であるから、あとから乱暴に及ぶだろうというふうにごで見るべきかどうかという問題がございす。この辺で手配をすれば、ほんとうに事件が起りましたときには、門司委員のおっしゃるように、佐川からでもあるいは高知からでも人数が行けたわけでごいするけれども、これは従来森地区における騒ぎからしますと、ががああ言うてお互にやり合うという程度のこととは数回あったというところ。それから、これは正当な職務行為であるのだから、ほんとうに乱闘になるかならぬかというところを見きわめるためにそばまで行けばいいわけなんです。過去におきましても、調査がそばに行くと、われわれの話し合いのところ警察官が立ち聞きするとか、介入するとかというところ、この辺がまあ非常にデリケートなところで、終始二人の調査は周囲の方からぐるぐるこういふことを観察いたしておるのであります。

それから午後九時半ごろ、駐在の飯尾巡査と隣村の山中巡査が、表から裏からその学校に行っておりますが、そこから会議場をのぞくと、電気がついていて、別に変ったことがなかったというふうに言っております。そのうち山中巡査は別のところに移っておりますが、飯尾巡査は、そうこうしているうちに九時五十分ごろ——この時間はどうも十分、五分の差は、持つておった時計で違っておると見えまして、私たちが報告を受けておることだけを申し上げますが、九時五十分から十時ごろにかけて——会議はどうも九時半ないし九時四十分ごろ終了したようでありまして、終つて出ようとしたら、小林委員長の乗つていかれた車がパンクをされている。これは作偽的にパンクをさせられておたといつておりますが、パンクをしておたために帰れなくて、これは二階の方にもう一本引き返した。それから、そこに森地区から出てきた教師側の父兄、その会議に正規に出た父兄、というよりもお母さん、婦人でございす。これがどうも帰りの途中が心配だということ、先ほど長官も申されたように、教組側の、これは大原といひ、あるいは池田といひ、名前が食い違ひますが、とにかくそちら側の人から、森地区まで送つてもらいたいという要請を受けて、飯尾は五人の婦人を送つて森地区に行つておる。これは大した距離でもない。急ぎ足で行つて急ぎ足で帰つてくれれば早かつたのですが、そのときとあつてそういうことが起るといふ考え方は、これはうかつと今おっしゃれば一つの批判でございすけれども、そういうふうには考えなかつたので、駐在所の自分の家の方に帰つたのであります。これが十時四十分ごろです。ところが、話は前後しますが、十時十分ごろ仁淀高校から、森地区の父母の会の連中が来て、小林委員長がどうか、会議側の方がカン詰状態になつておる、しかも自動車もパンクさせられておるという連絡が、十時十分ごろ駐在所にやつた。しかしこのことについては私たち自身の調べで

も、郵便局の電話は十時ちよつと前というふうになつておりますから、同じ電話だろうと思ひますけれども、だからこの点十分ぐらひの違ひがありまして、これは御了承願ひたいと思ひます。この、調べたままを申し上げますと、十時十分ごろそういう電話があつた。それで細君は、それに対して、今主人は出かけておるのだが、帰つたらすぐ行きますからということを書いておりました。そこにもまあ二、三十分して、飯尾という駐在所の主人が帰つて来たわけですから、それに対して、先ほど仁淀高校から、会議をしておる人たちが父兄にカン詰状態になつておる、しかし今どうこういふことじゃない、これはその通り言つておられますが、しかし来てくれといふことだから行つて見てくれといふことを伝えておる。それで飯尾巡査は仁淀高校の方に向つておりますが、そのときに、ころを同じくして森小学校の方から、中内という宿直の教師が父兄に取り巻かれて暴行を受けようとしておるから、すぐ来てくれといふ電話がかつた。これは先ほど話した通りです。そこで一たん出かけた駐在所巡査は、細君がさらに追ひかけて、森の方から今こいう電話がかつてきたといふことを言つたもので、それから、そちらの方がそれじゃ現実に大へんな事態だといふように考え、また近くもあるし、まずそちらの方にいったのであります。ところが中内といふ教師は、それは父兄に取り巻かれておるけれども、暴行は受けたので、しかしまあ相当なことを言われたのでしよう。それで電話をしたのだといふことになりまして、そこで飯尾巡査は、結局結果において三十分ほど時間

を空費したことになると思いますが、それはまた父兄に再び襲われる危険があるといふことで、その森小学校の方を警戒したといふのであります。しかしながら、これはあとで聞きますと、再び押しかけられたときに、中内といふ人は暴行を受けています。しかし、これは仁淀高校の事件を済ました父兄の一部が森小学校に向つたのであつて、たまたま飯尾巡査がかけつけ、しかも警戒した時間がちやうどその空間になるわけですから、だからこの間もある委員会で、私は、お前たちの警察はちやうどなにとこないと歩いているんじゃないか、こう言われましたが、結果においては森小学校についてはそういうことになりまして、三十分ほど警戒をしたんだけれども、もう三十分か一時間警戒すればその次の事件に出つておるわけですが、三十分たつても何もないものだから、今度は自分の家に帰つてきた。これが十一時四十分ごろになるのであります。そこで、今度はまた話が変りますが、その駐在所に対してはなしに、仁淀高校から、佐川署に連絡が、先ほど長官が申しましたように十時三十五分にあつています。それで佐川署から岡林という警部補が部下を連れて十一時に出発しておりますが、その出発する前に飯尾巡査に、自分と行動を一緒にせよといふ電話を駐在所にかけておりますので、飯尾巡査はそれを得て一緒に学校に行つたといふことでもあります。

従ひまして、非常にこんぐらつておりますから、私のお話し申し上げることがおわかりにくかつたと思ひますが、警察に対する現地からの連絡がどうなつておたかといふことをまとめ申上げますと、時間的には、十時に警察本部に、高知にある日教組の本部から電話がかつて、自動車のタイヤをパンクさせられたといふことを言つております。それで県の本部では、それではこつちからスベアを持つてかにかいぬのだらうから、そういうことであるならば現地の警部補派出所に連絡をしておくれ、そこに寄つて、一緒に警察官を連れて行つてくれといふ答えをしております。それからほとんどこれと同時に十時十分、駐在所の細君に仁淀高校から同様の、パンクさせられておる、またカン詰状態にされておるという電話がかつておるのであります。それからその次の時刻は十時三十五分、佐川署に仁淀高校の中等という教諭から、やはりカン詰状態だからさつそく来てくれといふ連絡があつています。それと前後して、これもおそらく同じ時間だと思ひますが、駐在所の細君に、先ほど申し上げたやうな二番目の電話がきております。それから十一時四十五分になつて、ここで事件の発生をいいますか、乱暴といふか、暴行が行われたといふことが警察ではつきりとわかつたのがこの時間でありまして、十一時四十五分に県本部に、やはり高知における日教組から、東元委員長が暴行されてけがをしたやうであるといふ連絡を受けておりますし、また同時に吾川警部補派出所にも、民間から、暴行が仁淀高校において行われたといふ連絡を受けております。これに從ひまして、先ほど申し上げたやうに県本部からも、刑事部長以下がおもむいておりますし、吾川警部補派出所から

も、担当の警部補がかけつけるという
ような段取りになったわけでございます
す。

それで仁淀高校における事件がいつ
ごろ起ったかということについては、
だれも——だれもというより第三者と
してそれを現認したものがないのであ
ります。従って私の方で被害者につい
て、けがをした人や、あるいはけがを
しなくとも、その場に居合わせた被害
者の方々について、何時ごろ電灯が消
され、あるいは何時ごろいすやなんか
が投げられたかという聞き取りをいた
しておりますが、これがきわめてまち
まちであります。これは調べた通り
の表が出ておりますが、どうも十時
半以後であることは確実で、終った
時間——身をうつぶせにしている、
ひょっと顔を上げてみたらもうだれも
いなかったというところは十一時五十分
ごろそうであったと言ふ人が相当あり
ます。しかし行われた時間はどれくら
いかといえ、二十分ないし三十分と
いうことであつて、これは推定でござ
いますけれども、十一時前後から十一
時半ごろにかけて仁淀高校における事
件が起り、さらにそのうちの一部分が森
小学校におもむいて中内教諭をなくつ
たのでありますから、これが十二時な
いしは十二時過ぎということにならう
かと思ふのであります。しかし、この
点は現在現地に捜査本部を設けまし
て、鋭意捜査中でありまして、時間
の点等について、さらに捜査の過程に
おいてはつきりしたものが出てくる
か、こう考へておるのであります。

〔亀山委員長代理退席、額田委員
長代理着席〕

す。これが十六日の午前四時でありま
す。人員は、これは刑事事件でござい
ますので、ヴェテランの刑事をかき集
める必要がありまして、五十一名であ
りますか、現在やつております。

抽象的に言へることは、最初、被疑
者も三十名くらゐの者が乱暴するのを
そこに確認されているということであ
る。それから、これが何名になるか、あ
るいはどういふ罪名になるかというよう
な事柄につきましては、現地の捜査本
部の今からの捜査を待たなければ、こ
こではつきりしたことを申し上げるわ
けにいかぬ、こう思つておるのであり
ます。

以上が、ただいままで私たちの知つ
ております事案の概要でございますけ
れども、当初に申し上げましたよう
に、時間的な事柄やいろいろなこと
で、事実上お話を食い違ふ点がありま
す。これは、これをどう思ふか、ああ
思ふかという事柄の基礎になる問題と
して、まことに残念に思ひますけれど
も、私の方にもなるだけ真相をはつき
りし、また教組側においても、それは
警察の言うことが違ふというところ
があるので、その点も詳しくお調べに
なつて、さらに御質問を承わりたい、
こう思ひます。

〇門司委員 今、だいぶ長い経過の御
報告があつたのであります。話は一
応聞いておきますが、時間の点等につ
いても、私どもの手元に参つておりま
す資料と、かなり食い違ひのある点があ
るようでありまして。しかし、そのこと
自体をここで私追及しようとは考へま
せんが、ほんとうに明らかになるま
で、詳細のことについてははつきりし
たことを言うわけにはいかぬかと思ひ
ますが、ただ今のお話を聞いておりま
して問題になるのは、事件の発生がい
つごろだったかわからない、こういうこ
とであります。これについては先ほど
から申し上げておりますように、八時
ごろから大体十時半ごろまで、いわゆ
る事件の起る直前と思われるころま
での間に相当の人員が——しかも森地区
からは約二キロあるということであり
ます。約二キロの道を移動する、しか
もこれは夜でございますから、私はこ
れを警察が察知できなかったはずはな
いと思ひます。どう考へても、この点
に一つ手抜かりがあるのじゃないかと
考へられる。そうして事件の起つたの
は、大体時間的に考へてみれば十時半以
後から行われておつて、森小学校の宿直
をしておりました中内という教諭に暴
行を加えたのが大体零時ごろだ、今の
お話で十二時過ぎでござつたであらう、
大体十二時ごろだという報告を受けて
おります。そうしますと、二キロの道
を引返した時間が大体十二時前後、
こういうことになると思ひます。二キ
ロの道を歩いて帰る十二時前後に森小
学校に着いた、その時間というものは
人の足で歩けば大体三十分くらいかか
りはしないか。そうして八時半ごろか
ら十時半ごろに起つた事件ということ
になりますと、大体事件の起つた時間
というものは狭められてきて想像がつ
くわけでありまして、ところが今申し上
げましたように、この所轄の警察の駐

在巡査であります諸君が、今お話し
のように、どうもその事件のときにそこ
におらなかつたというような食い違ひ
があるようでありまして、それらにつ
きまして、十時半ごろの報告という
ものは、実際われわれの手元に参つて
おります書類から見ると、少し違つて
いはしなかつたかというように考へられ
る。それから八時半ごろから十時半ご
ろまでが一番危険になつた時期であり
まして、それ以前に、さっきの報告の
中にもありましたが、こういうカン詰状
態では困るというので、そこから脱出
したという問題であります。それから
今の答弁中にありましたが、現在巡査が
一人で帰らないで父兄を幾らか連れて
帰つたといふことも脱出中のことであ
ります。とても危険だからといふこと
で、父兄の方がそこから脱出して森地
区に帰るのも危険だからといふので、
巡査も帰るなら一緒に連れて帰つたら
いいじゃないかといふことで、こうい
うことになつておるのだらうと思ひま
す。従つてきわめて事態が急迫してお
るというこの報告は、十時三十五分と
いう警察側の報告より約一時間くらい
早目に大体警察側にわかつておらなけ
ればならなかつたはずだと思ひます。
われわれはそう考へるのであります。
この点の時間はどうなんですか。今現
地から参つております報告書を読んで
みると、こういうふうな考へられるの
です。どう考へても、警察に情報の
入つたときと出た時間が一時間くらい
違ふように考へられるのです。警察は
一時間くらい前から知つておつたであ
らうと思ひます。この点の時間の食い違
ひはどうですか。

〇江口政府委員 私たちもここで申し
上げる以上は、たとえば手ぬるかつた
とか、間に合わなかつたというよう
なことを言われることはさうであらばや
むを得ないことであつて、とにかく事
実だけははつきりしたいといふこと
で、これは再三にわたつて間違ひはな
いかといつて念を押した結果の報告で
ありまして、佐川署の当直の受付に
は、これを受信した巡査の名前も載つ
ており、またその時間も載つておりま
す。現実にはその時計が一時間も狂つて
おつたとは思ひません。

それから、今のお話で、飯尾巡査が
自分が帰るというからそれじゃついで
に森の方に帰る婦人を連れていつてく
れと言つたのだらうというお話は、私
は全く逆に聞いているのでありまし
て、連れていつてくれといふことであつ
たので飯尾巡査はそれを護送したとい
ふことでございまして。それで私ども
なんかが常識的にその際考へましたこ
とは、多数と多数の対峙した状態にお
いては、事件が起れば大きくなること
はわかりましかつても、今までの例か
らいつて、何となく片がついておる。
それでなお危険だから、婦人四、五名
を夜道を連れていこうという考へに
なつたことは普通ではなからうか、駐
在所あたり勤務している者の今までの
経験からいつて普通じゃなからうか
と思はれるのが一つ。これを連れて
いつてくれと言われた池田何がある
いは大原何がしという人たちも、あと
の方が大へんになるという予想である
ならば、たつた一人しかそこに居合せ
ない警察官に、女を森地区まで送つて
いつてくれと言われるかどうかといふ
ことも、私たちが報告を受けたときに

は、すなおにそうでもあらうかと思ひました。しかし結果においては、そこにずつとおつてくれた方がよかつたというふうには思ひますけれども、そのときにはそうであつたらうかと思つたような次第でございます。

先ほど申し上げました時間につきましては、るる申し上げるうちに、私たちがの方の調べでも、警察署の調査の細君は十時十分を受けたと言つてゐるのに、それをかけたであらうと思われ郵便局の電話を調べると九時五十五分であつたというやうな、十分ないし十五分くらいの食い違いがわれわれの方の調べにもあるのでございますが、両方を合せて二で割るというやうなことで、片方だけといひますか、はつきり調査の言つてゐる方だけをとつて御報告申し上げたわけでございます。

○加藤(精)委員 私、ただいままでの論議を拝聴しておりますが、まず第一に、警察法の大家の門司議員は、本件事案は府県警察の問題だということを知つておられるのだらうと思ふのであります。門司議員は警察法の審議に当りまして、国家警察を作らない、警察行政というものは地方団体の行政である。府県の行政よりもむしろ市町村の警察にするのがよろしいといふことを論ぜられましたところの第一人者であります。しかるに、あたかも事案が国家警察上の問題であるかのごとき、国会の大切な審議の時間をとる。門司議員のみではございません。社会党全体が、府県警察の管内に起りました一事件に対して、国会の大切な時間を相当とつておられるという点につきまして、私はその背後に何か圧力が

あるんじゃないかといふことを考えるのであります。

○顧問委員長代理 加藤委員、関連質問にして下さい。

○加藤(精)委員 関連質問でございますが、関連いたしましたして、私は最も小さな国民の最も悲惨なる被害その他についても同様に審議しなければならぬという立場を申し上げたい。たとえば教育二法案のとき、文教委員室において起りました社会党議員諸君の監視に対する暴行事件。かの監視の諸君は小林委員長のような輝かしい存在にございませぬけれども、あゝいう人たちのために一掃の涙を流して、あの非常な傷害を受けた監視さんたちのその後の状況、日給二百何十円かのそういう方たちがどんな悲惨な状況にあって、傷害の状況はどうだらうというやうな論議があつてはいいのです。輝やかしい人物だけのことを大問題にして、しかも委員会の数日をそれに費し、またそれに関連して最も公正適切なるりつばな政治家の信任案を提出するがごとき一連の動きに対して、私は非常なる不愉快を感じるのであります。社会党は、最もあわれなる人の、最も悲惨なる人の、最も月給の少い、最も恵まれない人たちの味方の党であるはずであります。それで私はたまりかねて申し上げるのでありますが、府県警察の問題につきましては、府県警察に行つて事実を調べられたらいいと思ふのであります。また警備局長は、事をわけて、今調査に行つた者が帰つてきて真相が明らかにになるのでとまで言われたのに、多くの時間をさきながら、委員長として適當でないと思ふのでございまして、私はこの点に

おきまして質問者に深き御反省を求めたい。府県警察の事項は府県警察に行つて御調査になるのがよろしいのでございまして、国会はより多くの普遍的な事項について御研究になるのがよろしいのじゃないか。同僚の一人といひましてこの意見を申し上げました。当局ももうそろそろそういう点の門司委員の御了解を得なかつたらどうかというのを、関連して御質問する次第であります。

○門司委員 おしかりを受けましたので簡単に聞きたいと思ひますが、どうか加藤さんも少しお考え下さい。今日、今日の警察は、私の主張する警察とは非常に違つておまして、府県警察といふのは名だけで、事実は、この警察本部長も国家公務員であつて、その任命権者は警察庁の長官であることに間違ひはありません。従つて、任命権者である警察庁の長官にお尋ねをするのは、決して私は不当ではないと考へておるでありまして、現行警察制度のもとにおけるやむを得ざる措置であります。もし加藤さんの方で御協力があるなら、昔の自治警察に戻したいと私は考へておりますが、どうも御協力が願えない。この際にお二、三の点だけを續けて伺ひまして、先ほどから十分な資料がないというお話でございいますから、より以上追及することには加藤さんの御趣旨にも沿いますよ

うに避けたいと思ひます。問題になりますのは、冒頭に申し上げましたやうに、こういう事件の起る時間的余裕が、私は察知すればかなりあつたと思うのです。にもかかわらず、この措置がとれなかつたといふことは、今の御答弁だけで私どもは納得

するわけにはどうしてもいかない。それから、これは言葉を返すといふか、その事実を私の知つておる範囲で申し上げて参りますと、女の人を連れて帰つたといふのは、こちらからお願ひしたから連れていったのだといふが、その前提があるのであつて、駐在巡查は、事態が大へんになりそうだと、自分自身では措置ができなから、自分は連絡のために森に帰るのだといふことを言われておるのであります。現場にいなかったやうであります。従つて、一人で帰るのならここにこういう人がいるから一緒に帰つてくれといふことを言われたと思ふ。これは今の御答弁のやうに、飯屋巡查が帰つたのだといふことにならば、大体そんなことにならぬと思ひますが、しかしその前提は、飯屋といふ駐在巡查が、現場で暴行が起りはしないかといふことを十分察知して、それを自分一人ではどうにもならぬから、直ちに連絡をするためにおれはうちに帰るのだといふことで、駐在所に帰らうとしたからそういう事件が起つた。何もこちらから飯屋といふ巡查にお歸りを願つたわけではなかったと思ふ。

そういうことであります。どうもふに落ちないのは、二時間あるいは二時間半の空費された時間でありまして、どう考へても、今の時間的ないろの問題を総合すると、ただ単にそういう事件が察知されなかつたといふことはなかつたと思ふのです。どうして二時間——八時ごろから十時ごろまでの間、いわゆる事件直前までの事態といふものは、警察にわかたてなければならなかつたのではないかと

と思ふ。当然この間の連絡が警察側には十分でなかつたか、こういう点については、最初申し上げましたやうな基本的態度でありまして、もし警察が、これは私の一つの考え方、行き過ぎであると言われれば行き過ぎであるかもしれないけれども、そういうことを私は前提にいたしておきまして、組合行動その他についてはかなり敏感に指令が出されておる。ところが、こういう一般の父兄の行動については、あまり重要視しないやうな教育がされておるのではないかと気がするのではありません。もし、今敏感に取り締めておる労働組合の集団行為その他のものと同じやうに指示がしてあれば、こういう事件は起らなかつたのではないかといふやうに考へるわけですが、先ほどから話しておきまして、小林委員長が、この森地区で会議を開く予定であつたが、あそこはこれらの父兄の諸君で学校はほとんど占拠されておつて、そして会議を開けないから、次の中学校に行つてやろう。そして中学校の階下では危ないから二階に移した。こういう過程をずっと見ていきますと、やはり日教組の委員長が行つたそのときに、すでに教組側がそういう危険状態にあるといふことを察知しておりますから、やはり警察側も、そういう危険状態が起るであらうといふやうなごとき等についても、事前に報告がなければならぬと思ふ。こういうことがなされなかつたといふことに警察の教養の問題がありまして、一体警察はどういう教養をしておるのですか。こういう問題についての教養の仕方といふものは……。

〔顧問委員長代理退席、渡海委員長

代理首席

○柏村政府委員 事実は、先ほど江口局長から申し上げましたように、なお詳細に正確に調べる必要があると思ひますが、ただいまお話し第一の、飯尾巡査が連絡に帰るからついでに頼まれたというのでありますが、ほんとに緊迫した状態を認識して連絡する必要があるというならば、その学校に電話があるから、学校の電話で連絡してしかるべきものであつて、二キロの道を帰って連絡するというふうに考えることは、まさか駐在所の巡査においてもあり得ないのではないかと、いうふうに考えるわけでありま。

それから第二の、何か組合側の行動については非常に敏感だ。しかし、しからざるものについては非常にスローモーションであるというお言葉であります。私は、組合の行動については、それほどおほめにあずかるほどの敏感であるとは考えていないのであります。これは先ほどから申し上げておきますように、その主張主義のいかんを問はず、不法行為は許しがたい、そういうものについては厳正公平に取り締るといふことについては、われわれ常に申しておることであります。警察の教養としても特にそういう点は重視をいたしておるつもりでございます。その点は、私申し上げても御信用ならなければいけません。御信用が、その点はわれわれとしては特に心を砕いて考えておる点でございます。で、ちょっと申し上げたいと思ひます。

それから第三に、会場の場所が変つた。それは森地区において父兄がこれを占拠しておるからというお話でございますが、あそこで学校が二つに割れて、教組側と父兄側と二つの教育がなされていくという事実はずっと続いております。当然教組側においても事前に知っておられ、特にあの日に限つて非常に先鋭な状況になつたというふうに、あそこまで出かけて行つて初めて気がつくというふうな事象じゃなかつたのではないかと、いうふうに思ひます。従ひまして、警察といたしまして、あの日に小林委員長が来ることによつて、非常に先鋭になるというふうには考えないのが常識ではなからうか。しかも駐在所の巡査が一人でありま。しかも森地区の人たちが自分のそばを通れば、これはわかるにいたしましても、大ぜいどういふふうに集まるか、また集まつたにしても、先ほど江口局長の申しまゝすように、お互いの話し合ひで済む場合も今まで多々あつたわけでありま。直ちに乱闘の事態になるというふうな即断はいたしかねたのではないかと、いふふうに思ふのであります。まあ結果的に見れば実に残念なことではございませうけれども、警察として、何かこういうことについては大目に見て、いかにこういふ事態が起つたといふ場合には私も考えていないのであります。なおお話し、この点は詳細に実情を調査いたしまして、さらに判断を加えて参りたいと思ひます。

○門司委員 そういふお話なら突つ込んで聞かなければなりません。小林委員長が県の警察本部に行つて、今日中に行くといふことを一応話しております。そのこと自体は、土地が土地柄だから、そういう話をしたと思ふのです。同時にまたそういうむづかしい問題のところに行く必要があつたから警察にも一応事前に連絡したと思ひます。その場合、警察本部としては駐在所に連絡してあつたか。とにかく小林委員長が、時間は確定してないが、今日中に行くといふことは……

○江口説明員 二時四十分には県本部に現れたときの用件は、今申されたように、森地区に行くからそこは危ないといふような意味合いのものじゃないに、やはり目的は相次いでいる組合運動、教組の運動に対して警察が弾圧する、介入をするといふことについての抗議であつたやうであります。従つて警戒をするといふやうな意味であれば、きようあつたといふやうなことでない、何時に立つて何時ごろ着いてどこでどうしたいといふことでございませうけれども、ただ、今日明日に行きたいと思ふといふことを言われていたやうであります。しかしながら警察本部としましては、いつ行かれるかはつきりわからぬけれども、小林委員長がそちらの方に出向かれるやうだといふことの連絡は、その日の四時に駐在所にやつております。

○門司委員 それでだんだん様子もわかつてきたのであります。もとより小林委員長が行くといふことは、危険があるからどういふことを警察に頼みに行つたわけでもないと思ひます。何もそういう必要はなかつたと思ひます。そういう事態を知ることが警察の仕事なんです。私が考えてどうもふに落ちないのは、委員長が行くことが大体わかつていふ場合の父兄の動向がどういふ状態であるかといふことについては、やはり非常に対立の鋭いところであればあるほど、警察に情報十分にはわかるやうに情報網がある程度張られていなければならぬと思ひます。先ほどから駐在所の巡査が一人だからとおっしゃるが、二百人と新聞に書かれていふが、事実かどうかわかりませんが、とにかく相当多数の村の人が出かけていくといふ、こういう事態がわからぬはずはないと思ひます。そして八時から十時の間の会合の状態その他について、何か問題が起りそうだといふことはわかつていふのです。従つてこの飯尾といふ駐在所の巡査は、そういうことの連絡を県にしなければならぬから帰ると言つていふといふことを私は聞いています。それを長官は、そういうことはないはずだ、もしそういう事象があれば当然警察官としてやるべきこととしてやつておれば、そこに問題は起らない。そこに食い違ひがあるからこういふ問題が起つた。八時ごろ多くの人が、会議をやつていふところを押しかけてきていふことはわかっている。そして面会させるとかさせないとか、傍聴させるとかさせないとかいふことがわかつていふ。こういうことの連絡が本部との間に十分でなかつたといふことは、明らかに警察の手落ちだと思ひます。従つて警察の手落ちだといふところに、一体警察の教養はどうしておつたかといふことです。そのほか群馬県やその他の事件——きようはそんな時間はないと思ひますから申し上げませんが、群馬その他のいろいろな問題を総合して参りますと、ある地区においては、警鐘を鳴らして消防団の諸君が集まつたといふこ

とも聞いておるのであります。一体こういうことを警察として放任することができるかどうかといふことです。かりにこれは言いわけをされれば、消防団は命令を下しておらない。たまたま消防団員が集まつたので、消防団としての統一の行動ではないから、消防法あるいは自治法等の違反行為でないといふような答弁が成り立つともわかりません。たまたま半鐘をたたいたから、集まつた人たちが消防団の人たちであつて、系統的、組織的な消防団の行動ではないから、この法律にはひつからぬといふ言いわけはできるかもしれませんが、そういう行過ぎた行動といふものは十分あるわけでありま。これらの問題についての取締りの形というものが、どう考えても、實際上の処置というものが事後処置になりがちだ。そして一方においては、労働組合運動その他の行為といふものは、それほど大きな傷害事件にもならないやうなものについても、仮借なく取り締めておる。ところが、この事件については、さつきもお話しした六名か、七名かの者が今検挙されて、どうも被疑者らしいといふことになっておる。しかも報告書を見ても、あるいは警察側の答弁を聞いても、乱闘の起つた時間等についても、きわめて不明確であるわけでありま。これはまるつきり事件がやむやみなんです。こういう点についても、警察の取締り方は一体どうなんですか。私は、何もやかましいことを言つて、たとえ消防法の十八条に書いてあるやうに、消防はその市町村長の指揮命令によつて動くんだからといふことをたて

にどうして、これで処罰せよということ
は言わないつもりでおりますが、明ら
かに、こういう行為に対する警察側の
今日までとってきた態度というものが、
どうも一方的なような気がしてな
らない。これはわかっているんでしょ
う。またこういうことはわかるんでし
ょう。そういうものについての処分方法
はどう考えておるのですか。

○天野(光)委員 関連して。先ほど来
の議論を聞いていますと、主観的な問
題で、現実の証拠というものが整わな
いと、なかなか話の結論が出ないよう
ですが、ただ一点、門司委員の御質問
の内容を聞いていますと、八時から十時
半までの間に非常に危険が察知されて
おる。ともかく組合側としては危険が
察知されておると言っておる。警察当
局では、今までそういう場合が何回も
開かれておって、さしたる問題もな
かったから、そういう最悪の事態にな
るとは、その突発事件の起るまで察
知できなかったというところに問題が
あると思う。そこで危険を感じておる
と言っておられる教組側から、危険だ
から何とか処理してほしいというよう
な申し入れがあったのか。あるいは
きよの会合において、部落民が非常
に先鋭化しているから、容易でない事
態が起るかもしれないから、何とか
処置してほしいという申し入れがあっ
たのか、そういう点を一つ具体的に、
もしあったらあったように答弁願いた
い。

○柏村政府委員 門司委員にお答えい
たしますが、何度も申し上げますよう
に、この事件につきましては、普通に
考えて、警察として、あの際事前に警
備配置をするというふうに判断しな

かったことが非常に片手落ちであつた
ということ、私は決して責めること
はできないんじゃないかというふうに
考えておるわけでありまして。なおし
、再々申し上げますように、事情の
実際の調査というものは、これから
進めて参らなければなりませんので、
そういうことで、あるいは私が今まで
得ております情報、報告と違つた事態
が出て参りますれば、これまた別の判
断を下す必要があると思ひますけれ
ども、私どもが今まで聞いております報
告によりまして、その際、飯尾巡査
が判断して、その緊迫したと思つた
かつたというの、やむを得なかつた
のじゃないか。従つて警察へのみずか
らの報告というものは、むしろ仁淀高
校からの留守中における佐川警察署に
対する報告が先になつたというふうな
結果に相なつたのではないかと思つた
であります。従ひまして、事前に警備
措置がとれなかつたためにあつた事
態が起つたということは、事実であ
ると思ひます。その点は結果的に私
は遺憾に思ひますが、今後の問題とい
たしましては、これも先ほど申し上
げておりますように、暴力というもの
は、主義主張のいかににかかわらず、
否定すべきものでありまして、十分
証拠を固め、捜査を進行して参る、厳
正に取締りの任に當つて参るという
うに考えておるわけでございます。
ただいまお尋ねの点は局長からお答
えいたします。

○江口政府委員 こういう状態になつ
ているから来てくれとかどうとかとい
う、具体的な電話等はどうかかつてき
たかという御質問に対するお答えで
ございますが、これも先ほど来教回し
上げておるうちに、時間的に申し上げ
まして、一番早いのは、現場から高知
市内にある日教組の本部にかかつて
て、それを取り次いで、高知の県本部
に電話がかかつて十時。これは自
動車のタイヤがパンクされておるか
ら、こちらからスペアを持っていかな
きゃならぬという意味の電話であつた
ので、それに対しては、警部補派出所
に連絡しておくから、そこに寄つて巡
査を一緒に乗せていきなさいというお
答えをしておる。その次に連絡のあり
ましたのは十時十分。これは先ほど申
上げたように、郵便局の調べでは、
こちらの方の調べと多少時間が違ひま
すが、飯尾巡査の細君が、仁淀高校に
おいて父母の会の連中がやつてきて
困つておる。しかし、今すぐどうこう
というふうな事態じゃないという電話
を教組から受けておるの、時間的に
いつて二番目の電話でございます。そ
れから十時三十五分。これも中平教諭
から佐川警察署に對してまして、カン詰
状態になつておるから来てくれとい
う電話がかかつておる。それから十
時四十分。先ほど飯尾巡査の細君
が出ました。また同じ飯尾巡査の細
君に對して、今度は、会議がじゃまさ
れて困つておるの、すぐ来てくれとい
う、来てくれという電話は、その十時
四十分の駐在所に對する電話と、十時
三十五分の佐川署に對する電話でござ
います。

○門司委員 その話は聞いたのであり
ますが、そのお話を、さつきから私が
申し上げておりますように、時間に食
ひ違ひがある。私のところの報告書に
よりまして、中平教諭が連絡したとい
うのは、八時ごろからどうも険悪だ

いうことで、一応父兄と相談をして、
危険な状態を警察に連絡する必要があ
るということ、連絡をしておるので
あります。従つて、正確な時間は私の手
元の数字ではわかりませんが、大体そ
の時間は九時半ごろであつたという通
知が来ておるのであります。これは郵
便局の方ではあるいは十時十分であつ
たかもしれません。しかし、現地では
大体九時半ごろ連絡をしたという話で
あります。ところが、警察の方の調べ
では、これが大体十時三十五分ごろに
なつておる。それからあとで出動され
た時間は十時四十分ごろと、だいぶ
おくれしておるのであります。従つて、
事態の報告は、警察側よりもむしろ教
組の方が先に入つておると思ふ。飯尾
巡査のところに連絡したのも、中平教
諭が連絡したのも、その以前の時間
であります。従つて被害者側からの通
告がなされて、それから警察の行動
が、おそい早い別にして、起された
というこの方が、私の持つておる報
告書では言えると思ひます。そうい
たところに、私もやはり多少疑惑が
あるからであります。警察側の情
報でない、あるいは教組側の情報であ
るからというところで、どう考えても、
警察に情報を入れたときと出動の時間
との開き、それから事件が起つて事件
の終るまでの時間、あるいは八時ごろ
から十時ごろまでの事件直前までの間
の警察の警備の状態というものはふに
落ちないのです。先ほど長官が言うよ
うに、どうも三十分ぐらゐの時間が食
ひ違つておつて、事件のないところにお
まわりさんが行つておつたらしい。そ
ういうことになるかもしれません。が、
どうもそれらの時間を考えても、私も

ふに落ちないのであります。従つて
この事件については、いづれわれわれ
の方にも詳細な報告が調査団からなさ
れると思ひますし、警察側にも、すぐ
正確な警察側の報告がなされると思
ひます。それについての事件の究明は究
明としていたさなければならいませ
んが、問題になりますのは、こういう事
件があつちこち々に起つておるとい
うこと、しかもその事件は、群馬の事件
にいたしまして、この事件にいた
しまして、どうも警察の態度とい
うのは、かなり突発的に起つた事件だ
というところで、緩慢に処理されている
気がする。非常な遺憾だといえ
ば、遺憾だつたというところで済むか
もしれませんが、しかし世間の疑惑とい
うものはやはり一応解しておく必要が
ありはしないか、それには警察側がや
はりもう少し明確に、あるいはこうい
う疑惑を受けないような形で進むべき
道がありはしないかということが考
えられる。

従つて最後に聞いておきたいと思
ひますことは、こういう公器を、消防
その他の警備を鳴らして消防団の諸君が
集まつたという事態があるのでありま
すが、こういう事件についてのものの
考え方、一体どうなんですか。一つ
の公器を利用して、あるいは乱用し
て、そうして事件の発生を見ておるよ
うなもの、消防法の十八条を適用し
たように、消防法の十八条を適用し
て、そうして何でもかんでも消防自
体が市町村長の指揮下にあるのだから
いつて、消防団としての公務ではな
かつたと思う。たまたま消防団員が不
法行為をやつたというように善意に解

積すべきだと思いますが、そういうことについての警察の態度はどうなんですか。

○江口政府委員 群馬におきましてそういう事例が起きたことは心得ております。これにつきましては、消防法の建前から、ああいう特別法になりますと、かねがねこちらの方で研究が足らぬせいもございまして、すぐその場でどうこうというだけの自信がないわけでありまして、それで消防本部の系統に問い合せてみましたところ、やはり法律的には相当違法であるというにおいするのではありませんけれども、問題は、町村長がかねがね文書ないしは黙認の形において、だれだれに半鐘を打つことを委任しているという形があるか、あるいは土地の慣習として寄り合いその他で半鐘を打ったというような事例がないわけでもないのございまして、法律的にはきわめて適法だということとはもちろん言えませんが、すぐその場で、そういうのはけしからぬ行為だというふうに引きずりおろすだけの自信がなかったということだけははっきり言えるわけでありまして、しかしながら、こういう事例については、やはり小さな違法から大きな違法に発展するということが多いのでありますから、こういう事例を一つの参考にして、よく検討しておくようにということ、現在そういう態度でおります。

○門司委員 私はこれで質問はやめますが、そういう緩慢な態度自身がよくないのではないですか。今日の消防は昔の消防と違ひまして、昔のように警察に属したものでなくて、市町村長の指揮命令のもとにある場合において――

というよりも、むしろ公務員としての取扱いをするような形ができています。そうして消防団員についても、やはり国家補償をしなければならぬようになっております。相当法律的な保護が加えられている。にもかかわらず、公器を乱用して、今のお話のように、半鐘をたたいて村人を集めるような風習がないわけではないというお話でありますけれども、こういうことは私はおかしいと思うのです。われわれは、消防法なりについて消防本部の御教示を願いたいと思うのですが、非常事態の問題とはこれは違うのです。たとえば堤防が切れているとか、あるいは水防団が出動しなければならぬとか、あるいは火事があるから消防団が出なければならぬということの告知ではないのです。明らかにこれは公器の乱用なんですね。しかも、これが見方によつては消防団という一つの公けの機関を動員することになるのです。これは私は非常に大きな問題だと思ふ。消防団というのは、決して私の機関でもなければ、昔のような私設消防というような形であるわけではないのです。りっぱな法律のもとに一つの組織を持ったものが、たいてい半鐘を打つことを委託されている人であるとなかろうと、自分たちの職務権限外のことである半鐘をたたいて、そして人を集めて行動に移ること自体が非常に大きな問題だと思ふ。それについて今のよう

な答弁であつては、事件の解決がつかぬと思うのです。こういうこと自体が警察の今日の取締りというものが、どうも何と云いますか、目的があるものについて――目的があるという言葉を使つて少し行き過ぎるかもしれないが、しかしそういうことを言わざるを得ない。勤務評定という政府の一つの方針に基いて政府が行動しようとしておる。それを阻止しようとするものに対して対抗しようとする一つの勢力、それは言いかえるならば、政府の意図する方向に協力するものの行為については、警察の態度というものは好意的であるというようにしか考えられない。そういう点が、先ほどから私が申し上げておきますように、やはり世間の疑惑を生む一つの問題ではないかというように考えられるのであります。いづれ詳細な報告書に基いて、一つ嚴重に警察当局に処置をしていただきたいと思ひます。

そこで最後に聞いておきますことは、群馬県あの事件については、従つて何も処置はされておらないということに解釈しておいてさしつかへございせんか。

○江口政府委員 あの事件につきましては、やつておりません。

○渡海委員長代理 中井君。

○中井(徳)委員 私、五分ばかりですが、ちよつとお尋ねいたしたいのは、今御質問のありました問題と全く違ふのであります。私はなほはだ不勉強でありますし、また十分の用意もいたしておりませんので、お尋ねするものもどうかと思ふのすけれども、実はけさ新聞を見ましたところ、オリンピックの後援会の問題で、何か一千万円ばかり不正の使い方があつて、清算事務ができないというふうな事件がある。これは三月ほど前に大きく世間に喧伝されたもので、大へん問題になり、早く片づけなければいかぬということであつ

たと思うのです。そこで私も似たことをしまして、もう片がついているのではないかと思つておりましたが、まだあつたという記事が出ております。この問題につきましては、あれは責任になるのか、横領になるのかどうか知りませんが、けれども、警察とされましては、あつたという全国の青少年の非常に純粋な寄付金その他の使途についての問題でありまして、そういうことについて警察としましては、あれは親告罪的なものであつて、だれか訴えないことには調査しないというふうな建前であるのか、あるいはあれだけ評判になつておることでありますから、警察独自の立場で御調査ができるものであるのか、また、調査をしてもらえるのかどうか、その辺のところをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○柏村政府委員 お尋ねの問題、実は私詳細聞いておりませんので、はっきりお答え申し上げかねますが、横領とか背任というものは親告罪ではございせんから、警察独自で捜査を進めることができますものと理解いたしております。あの事件についてどういう捜査がなされ、どういうふうな処理されておるかというところは承知いたしておりませんので、ちよつとその点は猶予させていただきます。ただ、お尋ねの趣意もいたしたかと思ひます。

○中井(徳)委員 私も、実はあまり具體的な内容は知りません。ただいろいろ使途についてあやふやであるということ、三ヶ月ほど前ずいぶん問題になつて、財界の有力者も御関係になつておりますし、天下の知名の士もたくさん名前を連ねておるわけでありまして、実際の行動は一、二人の人のように承つております。でありますから、とにかく片づいておるのだらうというふうな気持を持つておりましたが、けさの新聞を見ますと、なかなかめままして、委員長さんは早稲田の総長さんじゃないかと思ひますが、そういう人たちの手できのういろいろお話しになったができません、結局一千万円ばかりは当事者の某々というお二人が負担すべし、弁償すべしというふうな――世間では絶無の事件ではなくて、とかくありがちのことでありまして、つい使い過ぎたとか何とかというので、ありがちのことだらうと思ひます。しかし、オリンピックのあの後援会の成り立ちその他から考えますと、どうもあまりルーズじゃないかという気がいたしました。しかもきのう片づいておるのなれないけれども、片づいておらぬというふうなことは、少し警察の方でも御調査をいたして、そしてそれは責任にはならぬ、横領にはならぬ、こういうふうになつておるのだというところであります。とわかるわけでありまして、調べることもできるということならお調べになつておるんじゃないかとも思ふのですが、その調査の内容等も、警察でわかつておられることがありましたらば、ちよつとこの席でお話しをいただければ参考になるが、かように思ふ次第でございまして、いかがですか。

○柏村政府委員 先ほど申し上げましたように、この問題が何か起つたというところは私は聞いておりませんが、けれども、実は私も率直に申して刑事のしるうとでございまして、こういうことを申してはいかかと思ひますが、どういふふうな監視庁において取り扱つておつたかということは聞いてお

至ったものの数その他の事項を考慮して、内閣総理大臣がこれを定める。こううたつてあります。

そこで具体的にこの更埦市について私はお尋ねをいたしたいと思ひます。法的にどこにつくかというところを最初お尋ねしたいと思ひますが、議員一人当りの人口ということになると、もしこの更埦市ができた場合には、屋代及び埴生町は長野県第二区です。稲荷山及び八幡村は長野県第一区であつたわけでありまして。ここで市がその境の上にできたわけですから、そこで関係の議員一人当りの人口ということになると、第一区は、国会議員の定数三ですから大体十七万です。第二区の方はこれも定数三ですから大体十四万以上です。そうすると、議員一人当りの人口を考慮するといふことは、少いところの一人当り十四万の方に行くことが法的には正しい。これが一つです。

それから、その中に関係選挙区に属してゐた者でその市に属するに至つた者の数、こういふことがある。そうすると、第二区に属してゐた埴生町、屋代町、この人口は、埴生が七千四百十九、屋代が一萬二千九百七十五、合計二萬三千九十四。第一区には、同じく稲荷山が七千六百十五、八幡村が五千六百十七、合計一萬二千七百八十二。だから第一区に属してゐた人口が少く、第二区に属してゐる人口が多かつたわけですから、この後段からいって、これは第二区に属すべきものだ、こゝういふように法的には解釈できる。繰り返して申し上げますと、議員一人当りの人口は第二区が少いので、当然然そつちからも第二区に、それから関係してゐたところの元の選挙区の人口

関係も第二区に属してゐるものが多いので、当然この解釈からも第二区へ、こゝういふ解釈ができるが、法的にはそれでいいかどうか。この市ができたときには、この国会議員の選挙区は第二区にいくものだ、法的にそうなるんだ、こゝういふことですか、どうですか。

○皆川説明員 ただいま御指摘になりました公職選挙法施行令第三条第一項、第二条とおっしゃいましたが、第三条ではないかと思ひます。この解釈につきましては、関係選挙区における議員一人当りの人口の少い方に原則として持つていく。それから関係選挙区から新しくその市に入つてきた人口の多いところになるべく持つていく。たゞ指摘の通りだと思ひます。ただ私達は、まだこの市につきまして具体的にいろいろな事情を検討してあげませんから、その点は何とも申し上げられないのでありますが、ただ法律の解釈をいたしましては、ここにはこの二つのものがはつきり例示されてございまして、その他の事情を考慮してといふ事項がございまして、それにはいろいろの事態があるかと思ひますけれども、あるいは沿革とか、交通等の状況とか、いろいろのことを総合的に判断して内閣総理大臣が定めるといふことになっております。でありますから、御指摘の更埦市ができました場合に、どちらの選挙区に入らすべきであるかといふことはつきり申し上げることはできないのでございまして、御指摘の二つの項目については、そのようにならうと考えてしかるべきじゃないかといふふうに考えます。

かといふふうに考えます。

○小澤(貞)委員 それではきょうはその程度でいいと思ひます。原則として議員一人当りの人口の少い方、関係した人口の多かった方、これへいくということではないわけですね。それじゃそう了承をいたしたいと思ひます。そこで先ほど振興課長からの御答弁によれば、川があつて一部に反対があるといふことは、少しもこれをどうもしておき、こつちで許可をしないでおく理由にならないわけですか。自治庁としては、この市ができるのに許可をしないわけですか。これはだれが考えてもそうです。きのうあたりの長野県会において、いつまでも許可がこないの意見書を議決して自治庁に突きつけよう、こゝういふ話を持ち上つてゐる。これは県民のみんながそう考へてゐる。それを私はしつちゅう聞いておるのです。倉石労働大臣の選挙区が、出身地が稲荷山なので、この市ができてしまつと、この出身地が第二区に移つてしまふ。だから反対して、自治庁の方から押えてゐるのだ。こゝういふようなうわさが、流言飛語ですが県内中を飛び回つてゐるのです。一部の政治的な圧力によつて許可をしないといふことが、自治庁としてのとるべき態度であるかどうかといふことを一つお尋ねしたいと思ひます。こゝういふことが行われてゐるかどうかわかりませんが、どうも、どうも今までのところ、反対してゐる理由が全然ないわけですか。ほかのものとも悪いところでも許可になつてゐるのにこれだけ押えてゐる。こんなばかんなことがあります。

○山本説明員 私どももいたしましては、この選挙区がどなたの選挙区であるかといふことには関係なしに、先ほども申し上げましたように、町村合併によりまして、いやくも国会議員の選挙区に重大な影響を及ぼすというケースは、実は初めてこゝで出て参つたのであります。そういう意味におきまして慎重に検討をしておるところでございます。一部は圧力によりましてこれをどうこうするといふ考へは毛頭ございせん。この点は一つ御了承をいただきたいと思います。

○小澤(貞)委員 先ほど、川があるとか、地元の一部反対があるとか、県の最初の計画とちよつと違つておるとか、こゝういふことが保留しておいた理由だと言つたが、私の御質問した範囲においては、もう保留しておく理由がないわけなんです。こんなことはどこにも一ぱいあるのです。その次には振興課長が、国会議員の選挙区に重大な影響があるから今度はとどめたと答弁したが、選挙区に重大な影響というだけでこれがストップされてゐるのですか、そこをはつきりして下さい。

○山本説明員 最初に申し上げましたように、いろいろほかに理由があるわけでございますが、その点も一つの理由になつておることは事実でございます。たびたび繰り返して申すようでございますが、何分こゝういふふうな選挙区に重大な影響が及ぶというケースは実は初めてでございますので、十分慎重に検討したいといふことでございまして。

○小澤(貞)委員 国会議員の選挙区のことについては、公職選挙法で別表を作つてあつて、しかもその政令までちゃんと書いてあつて、政令を読めば、先ほど選挙課長が言われたように、もう原則としてこつちへ行くのだときまつてゐる。なぜちゃんとこゝういふようにできてゐるものをとめておくかといふのです。みづから法律を作つて、その通り忠実にやらなければならぬのが政府であり國務大臣だと思ひます。それを県内で巷間伝はれてゐるやうに、一部の國務大臣の選挙区に若干――五、六千票が何千票か、そつくりとつたところを若干です。そのことのためにストップされてゐるということになつたら、これは自治庁の価値を疑はれるといふのですか、こゝういふ問題に長野県内では発表してゐるわけですか。こゝういふ点をもう少し明確に答弁して、事務的にやれることはびちつちつとやつていくことが当然だと思ひます。大臣が次官か局長に聞かなければ何とも答弁できないといふならば、その出席を求めて、次会に答弁を求めるならなんなりしますが、事務的にどうなんですか、私の言つた通りに許可して当然じゃないですか。

○山本説明員 たびたび繰り返すやうで恐縮でございますが、先ほど来申し上げておりますやうな理由で、許可しない、協議に應じないといふことを今私申し上げてゐるわけでは決してございせん。最初のこゝういふふうな重大なケースでありますので、慎重に検討してゐる段階でございます。もちろん御意見のうちに早急に結論は出さなければならぬ、事務的にはかように考へております。

○小澤(貞)委員 これは国が協議することになつておりますが、協議がととのわないうで、県会で提案されて議決されてくれば国は告示しますか。その市の発生といふか、誕生といふか、総理

大臣が告示することになるが、もし協議がととのわないときはどうするのです。そうやって引き延ばし戦術をいつまでもやっているならば、これは五月一日発足になっているので、県会で提案して議決した後に持ってくる。あらかじめ協議しろというからあらかじめ協議している、法律通りに。ところが、いつまでたっても、理由がないにもかかわらず協議に乗らないということになれば、県会で議決してくるよりしょうがないのです。そういうときはどういふことになるのですか、法的には。

○山本説明員 正式にはやはり協議をしていただかなければ告示はできないわけですが、そういう事態になります前に、われわれ事務局といたしましては、できるだけ推進するよう努力したいと思っています。

○小澤(真)委員 これ以上やっても、課長等では押し問答でしょうがないと思います。休会明けまでにまだ許可にならないようなら、大臣その他の出席を求めてさらに追及したいと思いますが、きょうはこれで終りたいと思います。

○渡海委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

〔参照〕

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律案
(内閣提出第五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年一月五日印刷

昭和三十三年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局